

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	向井 智哉
論文題目	厳罰傾向の規定要因の検討—後期近代論を参照した統合モデルの提示—
審査要旨	
<p>本研究は、欧米および日本において社会現象となっている厳罰化の状況を理解する一助として、個人個人の厳罰傾向の規定要因を検討することを目的としたものである。個人個人の厳罰傾向については、権威思考や保守的思考等の個人個人の変数との関係を検討する研究が主流であったのに対して、本研究では、後期近代論を参照し、今日を生きる我々個人個人は、その後期近代論の枠組みから想定される諸変数の影響を受け得るととらえ、個人個人の厳罰傾向にそれらが影響しているかどうかを検討しているところに特徴がある。</p> <p>論文は6つの実証研究を含む8章で構成されている。第1章では、欧米および日本の制度レベルでの厳罰的な動向を概観し、その後、個人個人が有する厳罰傾向は政策を直接的に決定するわけではないにせよ、間接的に政策決定に影響を及ぼすと論じられてきたことを取り上げ、個人個人が有する厳罰傾向の研究が行われるようになってきたこと、しかし、その個人個人レベルの説明に用いられる変数を整理する枠組みが不十分であると指摘されるようになってきていることにふれている。さらに、そのような状況下、比較的早い段階で提示され、現在に至るまでしばしば参照されてきた Tyler & Weber (1982) を取り上げ、その後、その問題点を補い得るとしている Hirtenlehner, Groß, & Meinert (2016) の後期近代論を理論的背景として用いているモデルを取り上げている。そして、最終的に、本研究では、この Hirtenlehner, Groß, & Meinert (2016) の我が国における再現性を検証すること、さらに、そのモデルの改善の余地を検討することを目指すとして、第2章以降の実証研究の導入を行っている。</p> <p>第2章では、刑罰司法に対する態度の尺度を開発している。「なぜ犯罪者の社会復帰を重視しないのかと疑問に思う」などの項目で測定される治療の推進化、「単に他人に迷惑をかけるだけの行為をする人にも生活を改めさせるための援助を行うべきだ」などの項目で測定される治療の早期拡大化に加えて、「犯罪者に対する判決をもっと厳しくするべきだ」などの項目で測定される刑罰の厳罰化、「人に不安を与える行為をした時点で、刑罰を科せるようにするべきだ」などの項目で測定される刑罰の早期拡大化、という4因子で構成される尺度を作成している。この尺度作成の意義は、従前、治療と刑罰は相反するものにとらえがちであったことに対して、別個の因子として存在することを明らかにした点、さらに、厳罰傾向についても、罰の重さに着目する見方のほか、深刻な事態に進展する前の早い段階で軽微な違反に対しても罰を与えるのが適当であるという見方の2因子が存在することを明らかにした点で意義があるといえる。そして、続く研究においては、この4因子のうち後者2つを用いて厳罰傾向を規定する要因を検討するという展開になっている。</p> <p>第3章では、犯罪不安を、社会全体の治安に対して感じる社会的犯罪不安、自分が犯罪の被害にあうのではないかと感じる個人的犯罪不安、身近な人が犯罪にあうのではないかと感じる代理的犯罪不安に分けた上で、そのそれぞれと厳罰傾向との関連を分析している。第4章では、経済的不安に加えて、見知らぬ人々やコミュニティ外に存在する外集団一般に対する不安ない不信である排外主義的態度と厳罰傾向の関連を検討している。第5章では、社会的リアリティの中で明確に位置づけを持った自我に発達しつつあるという確信であるアイデンティティ、すなわち自身の斉一性と連続性についての知覚についての不安定性と、第6章では、平等な集団内関係を選考するか、優越—劣等という次元に沿って秩序立てられた集団内関係を選考するかについての一般的な態度志向である社会的支配志向性と厳罰傾向との関連を検討している。</p> <p>第7章では、それぞれの変数を個別に取り上げて厳罰傾向との関連を検討してきた第3章から第6</p>	

氏名 向井 智哉 _____

章までの知見を踏まえて、既述の Hirtenlehner, Groß, & Meinert (2016) のモデルを我が国に当てはめて検証し、その再現性を確認している。さらに、そのモデルの改善にあたり、第 5 章で扱ったアイデンティティの不安定性を含めるのが適当であるとの論を展開し、その論を支持する実証結果を得るに至っている。そして最終章の第 8 章では、モデルの検証によって得られた知見を考察し、今後の研究の方向性についても論じている。

多数の先行文献を調べ、個人の厳罰傾向に、犯罪不安、経済的不安、排外主義的態度、アイデンティティの不安定性、社会的支配志向性が影響を及ぼしていることを示したうえで、実際に我が国を調査対象としてデータを精力的に収集し、それらを丁寧に統計的に検証している。さらにこれらの要因について、後期近代論の視点を踏まえて、厳罰傾向の形成要因を統合的にモデル化して、我が国のデータでそれを実証的に検討した試みは意欲的と評価できる。我が国でこうした試みを行ったのは初めてといえ、先駆的な研究と位置づけられる。冒頭にも記したように、個々人の厳罰傾向が厳罰的な制度政策決定に直接影響を及ぼすわけではないものの、我が国の厳罰化の風潮の現象の理解の一助になりうるものであり、博士学位を授与するのにふさわしい論文であると審査委員全員が一致した意見となった。

公開審査会開催日	2021 年 9 月 13 日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院 教授	藤野 京子	犯罪心理学	
審査委員	早稲田大学文学学術院 教授	小塩 真司	パーソナリティ心理学	博士(名古屋大学)
審査委員	龍谷大学法学部 教授	浜井 浩一	刑事政策,犯罪社会学	
審査委員				
審査委員				